# 契約書(案)

発注者 支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 〇〇 〇〇 (以下「発注者」という。)と受注者 法人名 代表者役職・氏名 (以下「受注者」という。)とは、<mark>弘前労働基準監督署で使用する電力の供給</mark>について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 受注者は、別冊仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

- 第3条 契約金額は、次のとおりとする。
  - 2 下記の料金には消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び 第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第 72条の83の規定に基づき算出した額(以下、「消費税等相当額」という) を含むものする。
  - (1) 従量電灯C

基本料金単価 :○○円/kW/月(税込み)

電力量料金単価 : 〇〇円/kWh (税込み) (1~120kWh)

○○円/kWh (税込み) (120kWh超え~300kWh)

○○円/kWh (税込み) (300kWh超え~)

(2) 低圧電力

基本料金単価 : ○○円/kW/月(税込み)

電力量料金単価 : ○○円/kWh (夏季)(税込み)

○○円/kWh (その他季)(税込み)

(夏季料金は7月1日から9月30日までの期間、その他季料金は夏季料金を除く期間)

- 2 受注者は発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、 発注者、受注者協議の上契約金額を改定することができる。
- 3 基本料金は力率割引又は割増しを行うものし、「燃料費調整額」、「太陽光発電促進付加金」及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」は東北地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件により加算する。
- 4 予定数量は、仕様書の「使用電力量一覧表」のとおりとする。ただし、数量 を保証するものではない。

(供給期間)

第4条 受注者が電力を供給する期間は次のとおりとする。

令和7年3月の計量日から令和8年3月の計量日の前日まで

(需要場所)

第5条 受注者が電気を供給する場所は別冊仕様書の2のとおりとする。

#### (契約保証金)

第6条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

#### (費用負担)

第7条 この契約書に別に定めるものを除き、受注者がこの契約を履行する上で要する 一切の費用は、受注者の負担とする。

#### (再委託)

- 第8条 受注者は、業務の全部を第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
  - 2 受注者は、再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申 請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50 万円未満の場合は、この限りでない。
  - 3 受注者は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
  - 4 受注者は、業務の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (再委託先の変更)

- 第9条 受注者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該 当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、 その承認を受けなければならない。
  - 2 受注者は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法 令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機 関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、発注者が 再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

#### (履行体制)

- 第10条 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
  - 2 受注者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により 履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次の各号 の一に該当する場合については、届出を要しない。
  - (1)受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称 のみの変更の場合。
  - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - (3) 契約金額の変更のみの場合。
  - 3 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要がある と認めたときは、受注者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

#### (遅滞料)

第11条 発注者は、受注者が第4条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の 翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

#### (納期の無償延期)

- 第12条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰し得ない事由によって、履行期限 内に業務を完了できないときは、発注者に対して、その事由を詳記して期限の 延期を申請し、許可を得なければならない。
  - 2 前項の場合において、発注者は、その事由が正当であると認めたときは、前 条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

#### (納期の有償延期)

- 第12条の2 受注者は、第12条に規定する事由以外の事由によって、履行期限内に 業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求するこ とができる。
  - 2 発注者は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに 限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

#### (監督)

第13条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に受注者の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

#### (使用電力量の増減)

第14条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

#### (契約電力)

第15条 契約電力、契約容量は仕様書の「使用電力量一覧表」とおりとする。新たに 設備容量の増減がある場合は発注者、受注者が協議して決定する。

#### (計量及び検査)

第16条 計量日は、原則として受注者が月ごとに定めた日(以下、「計量日」という。) とし、受注者は計量日に計量器により記録された値の読みにより使用電力等を 算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

#### (料金の算定)

第17条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

#### (料金の請求及び支払)

- 第18条 受注者は、第16条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額(ただし、燃料調整を行う場合は、燃料調整額を加えた額又は差し引いた額とする。)と契約電力に第3条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。)の合計額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。)を1か月毎に発注者に請求するものとする。
  - 2 受注者は、第16条に定めた検査終了後、前月における電気料金の支払いを 毎月10日迄に官署支出官青森労働局長宛に請求するものとし、発注者は当該 請求書が適法であると認めた時は、その請求を受理した日から起算して30日 以内に受注者に対価を支払うものとする。

#### (遅延利息)

第19条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わない時は遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で

計算した金額(円未満の端数切捨て)を遅延利息として受注者に支払うものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第20条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
  - 2 受注者は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、 速やかにその旨を書面により発注者に届け出なければならない。

#### (秘密の保持)

第21条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は 第三者に漏らしてはならない。

#### (個人情報保護)

- 第22条 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
  - 2 受注者は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
  - 3 受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により発注者の承認を 受けなければならない。
  - 4 受注者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、 発注者は、特に必要と認めた場合は、受注者に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所 に立ち入り調査をさせることができる。
  - 5 受注者は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
  - 6 受注者は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、そ の詳細を書面にして報告しなければならない。

#### (契約の解除等)

- 第23条 発注者は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 2 発注者は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額を加算した金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。
  - (1) 第12条及び第12条の2の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限内に業務を完了しないとき。
  - (2) 受注者の都合により、受注者が発注者に対して本契約の解除を請求し、発注者がそれを承認したとき。
  - (3) 受注者の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明

らかに認められるとき。

- (4)発注者が行う検査に際し、受注者又はその代理人若しくは使用人等が職務 執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第21条の規定に違反したとき。
- 3 発注者は、受注者について民法第542条各項各号に定める事由が発生した ときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 発注者による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る発注者又は受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

#### (危険負担)

第24条 天災その他不可抗力又は発注者、受注者双方の責に帰し得ない事由により、 契約の履行ができなくなった場合は、受注者は当該契約を履行する義務を免れ、 発注者は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

#### (損害賠償)

- 第25条 受注者は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償するものとする。
  - 2 受注者は、この契約の履行に着手後、第23条第1項による契約解除により 損害を生じたときは、発注者の意思表示があった日から10日以内に、発注者 にその損害の賠償を請求することができる。
  - 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、発注者が適当と認めた金額に限り、 損害を賠償するものとする。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

- 第26条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を 要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2)受注者又は受注者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
  - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
  - 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条 の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速 やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第27条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、発注者の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条 又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合 に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したと き。
  - (2)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4)受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。
  - 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合 において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (違約金に関する遅延利息)

第28条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (属性要件に基づく契約解除)

- 第29条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き
  - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用 するなどしているとき
  - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

- 第30条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為 をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

- 第31条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に わたっても該当しないことを確約する。
  - 2 受注者は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を 下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。) 及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人 又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方を いう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

#### (下請負契約等に関する契約解除)

- 第32条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、 直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させ るようにしなければならない。
  - 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (契約解除に基づく損害賠償)

- 第33条 発注者は、第23条第2項、同条第3項、第29条、第30条、第32条第 2項、第36条及び第38条第2項の規定により本契約を解除した場合は、こ れにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しな い。
  - 2 受注者は、発注者が第23条第2項、同条第3項、第29条、第30条、第 32条第2項、第36条及び第38条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第34条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### (厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第35条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反 により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。 (厚生労働省所管法令違反に係る契約の解除等)

- 第36条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その 他の手続きを要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又 は一部を解除することができる。
  - (1)受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
  - (2)受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する書類等に虚偽があったことが判明したとき。
  - (3) 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
  - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

#### (厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第37条 第36条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
  - 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損額の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第38条 発注者は、第16条に規定する検査に合格した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を受注者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、発注者は、受注者に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
  - (1)発注者の選択に従い、発注者の指定した期間内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
  - (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
  - 2 発注者は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、受注者に対する損害 賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
  - 3 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

#### (法令遵守)

第39条 受注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行 確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

#### (事情変更)

- 第40条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変動により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者、受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。
  - 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発

注者、受注者協議の上書面により定めるものとする。

#### (紛争又は疑義の解決方法)

- 第41条 この契約条項について疑義が生じたときは、受注者が適用する電気需給約款 (東北電力管内)(以下「約款」という。)によるものとする。但し、本契約書 と約款において相反する内容がある場合には、本契約書を優先する。また、本 契約書と約款の双方に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注 者協議し、これを定めるものとする。
  - 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については青森地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (存続条項)

第42条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第19条、第21条、第23条第 2項、第25条、第27条、第28条、第31条、第33条、第37条、第3 8条)、第41条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

発注者 青森県青森市新町2-4-25 支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 ○○ ○○ 印

受注者 (所在地) (法人名) (代表者役職・氏名) 印

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 殿

名称 代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 殿

名称 代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 殿

名称 代表者氏名

# 履行体制図変更届出書

契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

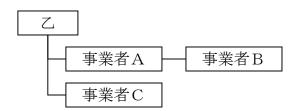
## 履行体制図

### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

# 【履行体制図の記載例】

<b>1</b> 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 1/ 1 / 4		
事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇	円	
	区・・・		
В			



# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度 弘前労働基準監督署で使用する低圧・従量電灯C電力供給契約
- 2 需要場所 弘前労働基準監督署 青森県弘前市南富田町5-1
- 3 業種及び用途 官公署(事務所)
- 4 仕 様
  - (1) 需要場所 上記2の需要場所に供給すること。
  - (2) 電力供給の条件 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数 別添「使用電力量一覧表」のとおり。
  - (3) 月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力 別添「使用電力量一覧表」のとおり。
    - ※ 月別予定使用電力量及び月別予定最大需要電力は、令和5年12月から令和6年11 月までの実績を基に推計したものである。
    - ※ 月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。
  - (4) 供給電気の種類等「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

参照:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 http://there100.org/going-100

(4) 供給期間 令和7年3月の計量日から令和8年3月の計量日の前日まで

(5) 電力量等の検針 自動検針装置:有

- (6) 単位及び端数処理
  - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWまたは1kVAとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
  - ② 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
  - ③ 率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
  - ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てること。

#### (7) その他

- ① 供給期間中において、予定使用電力量を大幅に変動する契約施設の拡張及び設備の更新はない。
- ② 受注者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、発注者に書面(様式自由)で提出することとする。提出は、半期ごと(令和7年10月と令和8年4月)に再生可能エネルギー電気比率確認の為、書面(様式自由)(令和7年4月から令和7年9月分と令和7年10月から令和8年3月分)を作成し、発注者宛提出すること。
- ② 力率割引又は割増、及び燃料費調整を行う場合は、東北地区の一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

また、入札金額は令和7年4月から令和8年3月までの予定電力使用量により算定すること。

- ③ 停電にかかる割引については、東北地区の一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件によるものとする。
- ④ 仕様書に定めのない供給条件については、東北地区の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件をもとに協議するものとする。
- ⑤ 仕様について不明な点は、下記担当に確認すること。
- ⑥ その他仕様書に定めのない事項については、青森労働局の職員の指示に従うものとする。

# 使用電力量一覧表

<b>表面担</b> 配		弘前労働基準監督署								
需要場所	弘前市南富田町5-1									
契約種別		1	低圧電力	従量電灯 C 16kVA						
	月別予定使用電力量(kWh)	令和7年4月	715	月別力率実績(%)	令和7年4月	90		令和7年4月	750	
月 別		令和7年5月	3		令和7年5月	90		令和7年5月	682	
別 予 定		令和7年6月	930		令和7年6月	90		令和7年6月	608	
使 用 電		令和7年7月	2,432		令和7年7月	90	月別	令和7年7月	665	
力 量		令和7年8月	2,831		令和7年8月	90	予定	令和7年8月	678	
		令和7年9月	2,133		令和7年9月	90	使用	令和7年9月	651	
W h		令和7年10月	297		令和7年10月	90	電力	令和7年10月	715	
) 及 び		令和7年11月	718		令和7年11月	90	量(kWh)	令和7年11月	958	
び 月 別		令和7年12月	1,092		令和7年12月	90		令和7年12月	1,286	
別 実 積		令和8年1月	1,116		令和8年1月	90		令和8年1月	1,678	
率		令和8年2月	1,081		令和8年2月	90		令和8年2月	1,549	
<b>%</b>		令和8年3月	1,283		令和8年3月	90		令和8年3月	1,244	
		合計	14,631					合計	11,464	
供給電気方式	交流三相3線式						交流単相3線式			
供給電圧(標準電 圧)	200V 100V									
計量電圧(標準電 圧)	200V 100V									
標準周波数	50Hz 50Hz									
予定契約電力等	26kW 16kVA									

- ・令和7年4月~令和7年11月分は令和6年4月~令和6年11月分の数値
- ・令和7年12月~令和8年3月分は令和5年12月~令和6年3月分の数値

# 契約金額内訳書

低圧電力	1								(単位:円)
		基本	料金(税込)			計			
年月	契約電力 (kW)	単価 (円/kW)	力率 (%)	計 (円)	予定使用量 (kWh)	夏季単価 (円/kWh)	他季単価 (円/kWh)	計 (円)	(円)
令和7年4月	26		90		715				
令和7年5月	26		90		3				
令和7年6月	26		90		930				
令和7年7月	26		90		2, 432				
令和7年8月	26		90		2,831				
令和7年9月	26		90		2, 133				
令和7年10月	26		90		297				
令和7年11月	26		90		718				
令和7年12月	26		90		1,092				
令和8年1月	26		90		1, 116				
令和8年2月	26		90		1,081				
令和8年3月	26		90		1, 283				
合計					14, 631				

従量電灯C							電力量料金(税			
	基本料金(税込)				計					
年月	契約電力	単価		計	予定使用量	第一段階	第二段階	第三段階	計	(円)
	(kVA)	(円/kVA)		(円)	(kWh)	単価(円/kWh)	単価(円/kWh)	単価(円/kWh)	(円)	(11)
令和7年4月	16				750					
令和7年5月	16				682					
令和7年6月	16				608					
令和7年7月	16				665					
令和7年8月	16				678					
令和7年9月	16				651					
令和7年10月	16				715					
令和7年11月	16				958					
令和7年12月	16				1, 286					
令和8年1月	16				1,678					
令和8年2月	16				1,549					
令和8年3月	16				1,244					
合計					11, 464					

合計(税抜)	
消費税	
合計(税込)	